

第4回高山市農業委員会議事録

会議の日時 平成29年9月29日（金） 午後1時30分より

会議の場所 丹生川支所 2階 防災集会室

会議に附した議案題目

- | | | |
|-------|-------|---|
| 日程第 1 | | 議事録署名者の指名について |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | 報第5号 | 農地所有適格法人の報告等について |
| 日程第 4 | 報第6号 | 農地法の規定に基づく許可処分の取り下げについて |
| 日程第 5 | 報第7号 | 農地法の規定に基づく許可処分の取消しについて |
| 日程第 6 | 報第8号 | 地籍調査事業の成果による地目変更について |
| 日程第 7 | 議第20号 | 農地法第3条の規定による権利移動の許可について |
| 日程第 8 | 議第21号 | 農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件について |
| 日程第 9 | 議第22号 | 農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件について |
| 日程第10 | 議第23号 | 農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見を付する件について |
| 日程第11 | 議第24号 | 現況農地でないものの証明願いに意見を付する件について |
| 日程第12 | 議第25号 | 農用地利用集積計画の決定について |
| 日程第13 | 議第26号 | 農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について |

日程第14 議第27号 農用地利用配分計画（案）について

日程第15 議第28号 農用地利用配分計画 {権利移転}（案）について

日程第16 議第29号 高山農業振興地域整備計画（情勢の推移）の変更について

○本日会議に出席した委員（議席順）

村上真由美、谷口忠幸、丸山斉、岩本洋子、山下義隆、鴻巣明久、加藤正雄、小坂治重、黒木甚右エ門、増田勝、森山護、伊藤善明、下田初秋、道上修、中田一彦、杉本彰信、洞谷由次、田口康慈

○本日会議に欠席した委員

清水直喜

○本日会議に出席した職員等

事務局長：橋本哲夫、事務局次長：林篤志、振興主事：中田義博、農地主事：小笠原茂、書記：清水信行、脇坂光生、武川尚、水橋靖、山腰勝也、川上富之、木戸脇良昭、尾形博司、（代理）栃本俊一、田中伸一、高井紀夫
飛騨農林事務所農業普及課：井之本浩美、林務課長：長谷川雅樹、畜産課長：丸山浩一、農地相談員：森本和彦

職務代理

ただいまより第4回高山市農業委員会を開催いたします。
本日は、15番清水委員より欠席、12番伊藤委員より遅刻報告をいただいております、現在の本出席委員は19名中17名であり過半数に達しているため、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により総会は成立しますことをご報告いたします。
続きまして、会長より挨拶を願います。

会長

今朝は、今季最低の温度で、清見六厩では初霜があり、乗鞍の池に氷が張ったと聞き秋の深まりを感じております。
先般は宮城県において、全国和牛能力共進会が行われ、参加してきましたが、高校の部で飛騨高山高校が最優秀賞に輝きましたが、その他の部門においては目標に今一步及ばない結果となりました。

自分が反省点として感じたことは、他の上位に食い込んだ県の取り組みは、応援がよく揃って行動も実に調和がとれていたと感じました。岐阜県は、JA、行政、生産者とも少しまとまりがなかったように感じましたし、それがこの結果につながったような気がします。次回大会には、事前に打ち合わせをしっかりと行って再び、上位入賞を目指したいと思います。

また、今年度より農業委員会の体制が変わったことにより、各ブロックでの活動を前回以上に活発にし、いろいろな会合については自分を含め、事務局も参加しながら、進めていきたいと思っています。

本日も、慎重な審議をお願いしまして挨拶にかえたいと思います。どうか宜しくお願いします。

職務代理

ありがとうございました。

それでは日程に従い、ただいまから議事に移ります。

会長が議長を務め、進行いただきます。

議長

日程第1 議事録署名者の指名について を議題とします。

議事録署名者の指名については、議長指名で異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議がありませんので、指名をさせていただきます。

議席番号 8 番 小坂委員と、9 番 黒木委員を指名します。

議長

日程第2 会期の決定について を議題とします。

会期は本日1日といたしたいと存じますが、異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認め、会期は本日1日と決定します。

それでは議事に移ります。

日程第3 報第5号 農地所有適格法人の報告等について を
議題とします。

事務局の説明を願います。

小笠原
農地主事

今回は53法人のうち4法人についての報告となります。
農地所有適格法人につきましては、4つの要件がございまして、
①法人形態②事業要件③構成員要件④役員要件について、報告を受
けた資料により総合的に確認しております。

(各案件について、法人の所在地区、法人形態、認定農業者等の有
無、農地の耕種面積、経営状況を説明)

以上4件について報告いたします。

議 長

以上、報告のとおり確認しました。

続きまして、日程第4 報第6号 農地法の規定に基づく許可処
分の取下げについて を議題とします。

事務局の説明を願います。

木 戸 脇
書 記

今回は、1件の報告となります。
(取下げる許可の種類と時期、取下げ理由を説明)

以上 1件の報告をさせていただきます。

議 長

以上、報告のとおり確認しました。

続きまして、日程第5 報第7号 農地法の規定に基づく許可処
分の取消しについて を議題とします。

事務局の説明を願います。

木 戸 脇
書 記

今回は、1件の報告となります。
(取消す許可の種類と時期、取消理由を説明)

以上 1件の報告をさせていただきます。

議 長

以上、報告のとおり確認しました。

続きまして、日程第6 報第8号 地籍調査事業の成果による地
目変更について を議題とします。

	事務局の説明をお願いします。
川上書記	<p>地籍調査の成果により地目変更があったもののうち農地に係る案件の報告になり、従前の筆数は2筆です。</p> <p>(調査前の土地の表示及び調査後の土地の表示の見方、うち農地の筆数、面積を説明)</p> <p>以上、報告いたします。</p>
議長	<p>以上、報告のとおり確認しました。</p> <p>続きまして、日程第7 議第20号 農地法第3条の規定による権利移動の許可について を議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
木戸脇書記	<p>今回は、5件の上程です。</p> <p>本日上程しました案件につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当していないことを事前に審査しており、許可要件を満たしております。また、受人の耕作面積並びに農業従事者についても申請書記載内容を確認しておりますので予め報告いたします。</p> <p>(各案件についてスライドを活用し位置、場所、現地写真を写し地目、面積、権利取得理由、売買・交換の別を説明)</p> <p>以上、5件、田畑9筆 4,954 m²についてご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの件についてご意見等ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、農地法第3条の規定による権利移動の許可については許可することと決定します。</p> <p>続きまして、日程第8 議第21号 農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件について を議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>

木戸 脇
書 記

今回は、6件の上程です。

最初に、農地区分は10ha以上の集団農地を第1種農地、市街地区域内の用途指定区域を第3種農地、また市街地区域内にある第3種農地には該当しないもの及び市街地近郊農地を第2種農地と判断し、上程にあたっては農地転用許可基準に基づき、立地基準・一般基準に照合しつつ事前審査し確認しておりますので予め報告をいたします。

(各案件についてスライドを活用し位置、場所、現地写真を写し、地目、面積、転用目的を説明。また、既転用案件については追認を求める旨、農振除外(・用途変更)案件については適用年度及び目的を説明)

(その他の説明)

1番・2番は、農地嵩上げによる一時転用案件です。

5番は、農業用施設用地への転用申請であり、後の農振整備計画の用途変更申請でも審議いただきます。

以上、6件、田畑14筆 4,392㎡についてご審議をお願いします。

議 長

ただいまの件についてご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長

異議なしと認め、農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定します。

続きまして、日程第9 議第22号 農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件についてを議題とします。

事務局の説明をお願いします。

木戸 脇
書 記

本日は15件の上程です。

当5条においても許可の立地基準・一般基準に照合しつつ、いずれも農振外または除外手続き中であることを確認しておりますので報告いたします。

(各案件についてスライドを活用し位置、場所、現地写真を写し、

地目、面積、転用目的を説明。また、既転用案件については追認を求める旨、農振除外(・用途変更)案件については適用年度及び目的を説明)

(その他の説明)

3番は、先の7月総会で継続審議として許可保留とされた案件です。その後、隣地承諾書が提出されたことから改めて上程するものです。

以上、15件、田畑18筆 7,715.09 m²についてご審議をお願いします。

議長 ただいまの件についてご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的の変更の許可申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定します。

続きまして、日程第10 議第23号 農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見を付する件について を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

木戸 脇記 今回は、1件の上程となります。
(下線表示している計画の変更内容を説明)
以上1件について、ご審議をお願いします。

議長 ただいまの件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定いたします。

続きまして、日程第11 議第24号 現況農地でないものの証明願に意見を付する件について を議題とします。
事務局の説明をお願いします。

木戸 脇 記
書 記
今回は1件の上程です。
非農地証明は、農地法に規定された農地または、採草放牧地でない土地であることの証明を行うもので、非農地となってから20年以上経過しており、証明書は公的機関による家屋登記簿や課税証明等です。
(スライドを活用し、位置、場所、現地写真を写し、認定を求める地目、面積、確認した証明書の種類と記載されている年を説明)
以上1件、ご審議をお願いします。

議 長
ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長
異議なしと認め、現況農地でないものの証明願に意見を付する件については、許可相当として意見を付することに決定します。

続きまして、日程第12 議第25号 農用地利用集積計画の決定について を議題とします。
事務局の説明をお願いします。

尾形 書記
本日は4件の上程です。なお、当申請については農業経営基盤強化促進法第18条第3項による要件に該当しております。
(受人ごとに認定農業者・担い手等の別、経営内容、受け手の作付け予定作目、賃貸借・売買の別、貸借にあっては存続期間及び更新の旨を説明)
(その他の説明)
2番から4番の所有権移転は、スライドを活用し、位置、場所、現地写真を写し説明
以上、田畑10筆 13,995 m²についてご審議をお願いいたします。

議 長
ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、農用地利用集積計画の決定については、承認とします。

続きまして、日程第13 議第26号 農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について を議題とします。
事務局の説明をお願いします。

尾形書記 本日は1件についての上程です。
農地中間管理機構である借人は、貸付候補農用地等リストに基づき、田11筆4,071㎡について、新規10年の賃貸借権を設定するものです。
以上ご審議をお願いします。

議長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について、承認とします。

続きまして、日程第14 議第27号 農用地利用配分計画（案）について を議題とします。
事務局の説明をお願いします。

尾形書記 本日は11件についての上程です。
（一人の認定農業者へ配分する案で、経営内容、受け手の作付け予定作目、新規賃貸借10年を説明）
以上、11件についてご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認め、農用地利用配分計画（案）について、承認とします。

続きまして、日程第15 議第28号 農用地利用配分計画〔権利移転〕（案）について を議題とします。
事務局の説明をお願いします。

尾形書記 本日は、15件についての上程です。
(以前の農業委員会において農用地利用配分計画の承認後、県の告示を受けた農地で新たな借り手へ権利移転を行う旨、及び借り手の認定農業者・担い手等の別、経営内容、作付け予定作目、使用貸借・賃貸借・売買の別、貸借にあっては存続期間を説明)
以上、15件についてご審議をお願いいたします。

議 長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認め、農用地利用配分計画〔権利移転〕（案）について、承認とします。

続きまして、日程第16 議第29号 高山農業振興地域整備計画（情勢の推移）の変更について を議題とします。
事務局の説明をお願いします。

尾形書記 この議案については、情勢の推移による変更で、毎年1回見直しを行うものです。本年は、編入8件、用途変更9件、除外24件、除外不可1件の上程です。

(4項目(編入・用途変更・除外・除外不可)の各案件についてスライドを活用し位置、場所、現地写真を写し、地目、面積、目的を説明)

以上、合計42件についてご審議をお願いいたします。

議 長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認め、高山農業振興地域整備計画（情勢の推移）の変更について 承認いたします。

以上で本日予定していました議事は終わりましたが、その他ご意見等ございませんか。

（発言なし）

議 長 それではこれもちまして、**第4回**高山市農業委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後2時45分 終了

議 事 録 署 名 者

鴻巣 明久 議長

小坂 治重 委員

黒木 甚右エ門委員
